全日本病院協会
医療行政情報

健生発１１２０第４号
令和８年 11 月 20 日

公益社団法人全日本病院協会会長殿

厚生労働省 健康・生活衛生局長
（公　印　省　略）

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布について

「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和８年法律第88号。以下「改正法」という。）については、本年10月９日に第222回臨時国会に提出され、同年11月13日に可決成立し、本日、公布されました。改正法は、公布の日から施行されます。

これを受け、別添のとおり各都道府県知事・各政令指定都市市長・各中核市市長・各保健所設置市市長・各特別区区長あて通知いたしましたので御連絡いたします。

貴会におかれましても会員等への周知を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

Ｂ型肝炎訴訟については、訴訟のために必要となる医療記録や、和解が成立した無症候性持続感染者に対する医療費の支給内容等を記載した「Ｂ型肝炎訴訟の手引き」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、適宜御活用いただくとともに、今後提訴しようとする方等が来院された場合に適切に対応いただけるよう御配慮をお願いいたします。

また、Ｂ型肝炎ウイルス陽性者やＢ型肝炎患者に対し、手術前検査を含めた検査の結果通知や診療の機会等を捉えてリーフレットを配布するなど、給付金制度の周知・広報に御協力いただきますようお願いいたします。

全日本病院協会　医療行政情報
https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

別添

健生発１１２０第１号
令和８年11月20日

各（都道府県知事／政令市市長／中核市市長／保健所設置市市長／特別区区長）殿

厚生労働省 健康・生活衛生局長
（公　印　省　略）

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布について

「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和８年法律第88号。以下「改正法」という。）については、本年10月９日に第222回臨時国会に提出され、同年11月13日に可決成立し、本日、公布されました。改正法は、公布の日から施行されます。

改正法の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、十分御了知の上、各都道府県におかれては、管内の肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、がん診療連携拠点病院、県医師会等の関係団体等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

給付金の現下の請求状況を踏まえると、未だ提訴に至っていない方が多数存在し、またその多くが無症候性キャリアの方であると考えており、こうした方々に対する給付金制度の一層の周知・広報が課題となっております。

このため、Ｂ型肝炎訴訟について、現在、電話相談窓口（03-3595-2252。平日９時から17時まで。）を設置するとともに、厚生労働省のホームページにおいて、和解の仕組みを分かりやすくお知らせするための「Ｂ型肝炎訴訟の手引き」を掲載しているので、必要に応じて御参照ください。

また、Ｂ型肝炎ウイルス検査結果の通知やＢ型肝炎患者への医療費助成の手続の機会等を捉えてリーフレットをお渡しいただくなど、給付金制度の周知・広報への御協力をお願いいたします。

記

第１　改正法の趣旨

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、給付金の支給を受けるためには、令和９年３月31日までに提訴する必要があるが、現下の請求状況を踏まえると、未だ提訴に至っていない方が多数存在すると考えられるため、請求期限を延長するもの。

第２　改正法の概要

１　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限の延長

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限は、令和14年３月31日又は訴えの提起等を同日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日若しくは当該和解若しくは調停が成立した日から起算して１月を経過する日のいずれか遅い日までとすること。（第５条関係）

２　長期借入金の借入れ可能期間の延長

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の長期借入金について、借入れ可能期間を５年間延長すること。（附則第４条第１項関係）

３　その他

その他所要の改正を行うこと。

４　施行期日

公布の日

全日本病院協会　医療行政情報
https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月二十日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第八十八号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「令和九年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

全日本病院協会　医療行政情報
https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

附則第四条第一項中「令和七年度」を「令和十二年度」に改め、同条第二項中「令和八年度」を「令和十三年度」に改め、同項ただし書中「令和三年度」を「令和八年度」に、「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。

附則第五条（見出しを含む。）中「令和八年度」を「令和十三年度」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗